

担保物権 H03-07-1 <<#304>>

【問】正誤をつけよ。

不動産を目的とする担保物権の中には、登記なくして第三者に対抗することができるものもある。

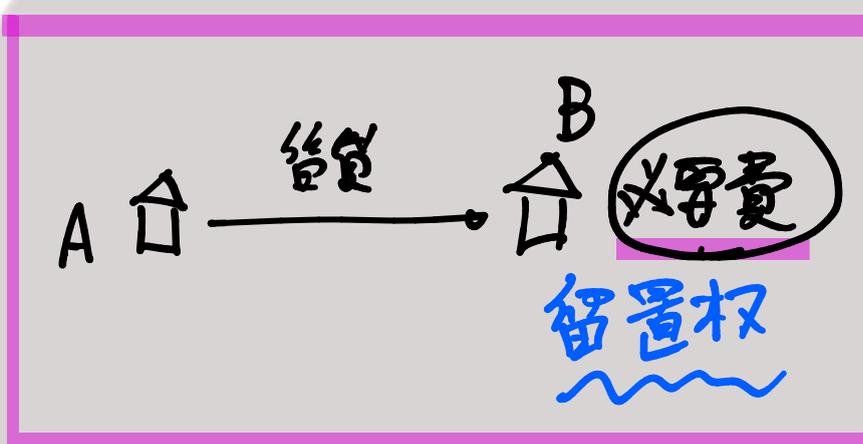
<<ポイント>> 留置権の第三者に対する対抗力

留置権は、他人の物を留置することにより、登記なくして第三者に対抗することができる。

なお、不動産登記法上、留置権は登記することができない。

<<補足>> 賃借権の譲渡の制限

賃借人が、建物賃借中に建物の修繕のため必要費を支出した場合、賃借人は、その必要費の償還を受けるまで、留置権に基づき当該建物の返還を拒否できる。（判例）



【答え】正しい